

裏面白紙

昭和二十四年九月一日

外務大臣 吉田 茂殿

内閣總理大臣 吉田 茂殿

昭和二十四年度予算実行上の要請により行政機関職員定員法附則第三項の規定による整理と同様の趣旨に基く整理により退職しかつ政府職員に対する退職手当の停止に関する政令により支給を停止されていた別紙の職員の退職手当は昭和二十四年度総合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令附則第四項第一号によるものとして別紙のとおり決定せられたく  
右蘭議を求める

昭和二十四年度予算実行上の要請により行政機関職員定員法附則第三項の規定による整理と同趣旨の整理により六月一日以前に退職しつつ政府職員に対する退職手当の停止に関する政令により支給を停止されていた左に掲げる職員の退職手当は昭和二十四年度綜合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令附則第四項第一号の規定によるものとする

一 樺太廳残務整理事務所職員 四名  
二 旧連絡調整事務局職員 三四名